

鳩山町自動販売機設置事業者募集要項

1. 目的

町有財産の有効活用及び町民サービスの向上を図ることを目的とする。

2. 応募資格等

応募資格は次の各号に記載する要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のほか、次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けて 2 年間を経過しない者又はこの公募開始日前 6 か月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者。
 - イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされている者。
 - ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされている者。
- (2) 法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に定める税金を滞納していないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

3. 募集に付する事項等

- (1) 自動販売機を設置するための町有財産の賃貸借
- (2) 貸付場所、期間及び条件等
別添「自動販売機設置場所貸付に係る仕様書」のとおり

4. 応募方法の手続き

- (1) 応募書類の提出期間
令和 7 年 10 月 10 日（金）から 10 月 29 日（水）までの間
- (2) 提出書類
応募者は、参加申込書（様式第 1 号）、事業者概要（様式第 2 号）及び業務実績概要（様式第 3 号）並びに企画提案書（任意様式）を電子メールにより提出するものとする。なお、様式第 2 号及び様式第 3 号については、内容を満たす限り任意様式での提出も可能とする。
- (3) 提出場所及び問い合わせ先
提出先 鳩山町役場 長寿福祉課 地域包括ケア担当（とりまとめ）
電子メール送付先 h4501@town.hatoyama.lg.jp
電話 049-296-7700（直通） FAX 049-298-0077（直通）

5. 質問書及び回答について

- (1) 質問書受付期間

令和7年10月10日（金）から10月17日（金）までの間

(2) 提出方法

質問書の提出は、別紙質問書を電子メールで提出する。

(3) 質問者への回答

質問に対する回答は、令和7年10月22日（水）までに、原則鳩山町のホームページに掲載する。

(4) 結果公表

令和7年11月12日（水）

6. 設置者の選定方法

(1) 受託者の選定を厳正かつ公平に行うため、選定審査委員会（以下「委員会」という。）を置き、提案書の評価・審査及び設置事業者の決定を行う。

(2) 委員会は、提案書を審査し、設置事業者を選定する。

(3) 審査の評価項目は次の各号に掲げるものとする。

①商品ごとの販売価格

②熱中症対策を考慮した商品

③故障等が発生した場合の対応

④容器の回収、商品及びつり銭の補充、機器点検の頻度

⑤販売機のデザイン及び機能

ア ユニバーサルデザイン

イ 省エネ

ウ 災害対応自動販売機

エ 支払方法（電子マネー対応）

7. 設置に係る手続

(1) 設置事業者の選定後、選定された事業者に関して鳩山町のホームページに掲載し、選定された設置事業者には、選定通知書を電子メールにて送付するものとする。

(2) 選定された設置事業者は、鳩山町行政財産目的外使用書を町に提出し、町と協議の上、指定された日までに町有財産賃貸借契約書又は協定書を締結しなければならない。

(3) 本事業に関して必要な費用は、設置者の負担とする。

8. 設置条件

(1) 自動販売機の設置及び運用等については、別添の仕様書に即して行うものとする。

(2) 自動販売機の電気使用量は町職員立ち合いのうえ、測定すること。